平成２５年（フ）第２３９０号
札幌市豊平区福住３条10丁目10番５号　ハイツグリーンヒル203号
債務者　大井　隆一
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３９８号
北海道江別市東光町10番地の20
債務者　堀江　恭子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４５２号
札幌市中央区南14条西14丁目２番21―303号
債務者　土門　亨也
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４号
札幌市東区北25条東16丁目４番18号　カールトンコート25―401号
債務者　山田　建彦
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８号
札幌市北区太平11条７丁目１番６号
債務者　北川　昌二
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５８号
札幌市東区北10条東９丁目１番２―201号、住民票上の住所札幌市手稲区星置１条２丁目３番２―906号
債務者　下田　克寛
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６８号
札幌市中央区北８条西26丁目１番11号　ヴィクトリー102号
債務者　三浦　恵美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８０号
札幌市豊平区豊平３条12丁目１番31―803号
債務者　近藤　行江（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０４号
北海道千歳市新富１丁目13番２―202号　Ｔ・Ｙコーポ202号
債務者　佐藤　昌子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１１号
札幌市西区八軒６条西４丁目１番12号　山本博子方
債務者　金田敏征こと　金　　敏征
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１４号
札幌市北区北29条西５丁目２番17号　パラシオンＮ29―301号
債務者　清水　　瞳（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３９号
札幌市豊平区月寒西２条４丁目３番４号
債務者　浅利圭一郎
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６０号
札幌市白石区北郷３条８丁目４番27号　ブランパークサイド103号
債務者　神保　希美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２７号
札幌市東区北19条東19丁目３番７号　イーストパレス壱番館107号
債務者　和田　　亨
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６８号
札幌市白石区東札幌４条４丁目５番23号　東札幌セントラル204号
債務者　本間　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６号
群馬県安中市松井田町八城930番地５
債務者　郡司　富男
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部